

事業所の編入・脱退に係る取扱基準

[Ⅰ] 事業所の範囲

1. 当組合に編入できる事業所の範囲は、伊藤忠商事㈱の子会社、関連会社及び孫会社とする。
2. 前項の子会社、関連会社及び孫会社の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 子会社
会社法第2条第3号に基づく会社法施行規則第3条第1項に定める会社をいう。
 - (2) 関連会社
財務諸表等規則第8条第5項に定める会社をいう。
 - (3) 孫会社
伊藤忠商事㈱の子会社、又は伊藤忠商事㈱とその子会社が過半数の株式を保有する会社をいう。
3. 前項に定める子会社・関連会社・孫会社の要件に該当しない場合であっても、伊藤忠商事㈱又は当組合の適用事業所と出資関係その他密接な関係があると認められる会社（以下「その他関係会社」という。）については、理事長の判断により、当組合に編入できる事業所の範囲に含めることができるものとする。

[Ⅱ] 事業所の編入及び組合の合併の取り扱い

1. 受入対象事業所

(1) 子会社及び関連会社の場合

当組合への編入を希望する事業所及び当組合との合併を希望する健康保険組合の事業所が伊藤忠商事㈱の子会社及び関連会社の場合は、原則として全て受入対象とする。ただし、下記の受入基準（以下「本受入基準」という。）に該当しない場合は、理事長の判断において、受入対象外とし、当組合への編入及び当組合との合併を断ることができるものとする。

記

(受入基準)

当該事業所の従業員の平均月収・年齢構成・扶養率から、保険料収入に対する支出を推計して支出率を算出し、その支出率が100%未満であること。

(2) 孫会社及びその他関係会社の場合

組合への編入を希望する事業所及び当組合との合併を希望する健康保険組合の事業所が伊藤忠商事㈱の孫会社及びその他関係会社の場合は、本受入基準に該当する場合のみ受入対象とし、本受入基準に該当しない場合は、当組合への編入及び当組合との合併を断るものとする。ただし、本受入基準に該当しない場合であっても、当該事業所の従業員数・年齢構成等を勘案し、理事長において当組合の財政運営に大きな影響は生じないと判断した場合は、受入対象とすることができるものとする。

2. 事業所の編入及び組合の合併の承認手続

- (1) 理事長は、前項の規定に基づき受入対象とした事業所については、理事会の決議を得て組合会に上程し、組合会の承認（事業所の編入については議員定数の3分の2以上の賛成、組合の合併については議員定数の4分の3以上の賛成）を受ける。
- (2) 前項に関わらず、理事長において緊急を要すると認めるときは、理事長の判断において当組合への編入に関わる必要な処分を行うことができる。ただし、この場合は次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

【Ⅲ】 事業所の脱退の取り扱い

当組合の適用事業所が、事業所の廃止以外の理由により、当組合からの脱退の申し出を行う場合は、健康保険法第25条の規定に基づく書類（事業主及び被保険者の2分の1以上の同意書）を添えて当組合に申し出て、組合会の承認（議員定数の3分の2以上の賛成）を受けなければならない。

附則 この基準は、平成24年8月1日より適用する。

本基準策定にあたり

1. 健康保険法・組合同約との整合性
2. 健康保険法・組合同約の一部条文を引用しているのは、基準を明確化
3. 脱退に係る基準は、健康保険法第25条（同意）の規定が優先されるため、設置を見送る。
4. 事業所の範囲で規定した、子会社とは、議決権の過半数を有する会社。また、関連会社とは、議決権の20%以上を有する会社。